

## 彩の国<sup>みりょく</sup>美緑づくり顕彰制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、彩の国美緑づくり顕彰制度を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この制度は、県内で継続的にみどりの保全・創出・活用を行っている特定非営利活動法人、ボランティア団体、企業及びその他の団体（以下「団体等」という。）の功労を顕彰することにより、県民が自ら進んで緑を守り創っていく機運を醸成することを目的とする。

(顕彰の対象)

第3条 顕彰の対象は、県内で自主的にみどりの保全・創出・活用を行っている団体等のうち、その活動の実績があるものとする。

2 顕彰の対象となる活動内容は、次の各号に掲げるものとする。なお、これらの活動は他の団体等と共同して行われたものも含むものとする。

一 里山や平地林などの緑地、公園や学校などの公共施設、空地等における緑化活動、みどりの環境教育活動

二 第1号に掲げるもののほか、この顕彰の趣旨に照らしてこれらに類すると認められる活動

(顕彰制度への認定要件)

第4条 顕彰制度への認定を希望する団体等は、彩の国美緑づくり活動団体届出書（様式第1号）を提出することにより認定資格を得る。

2 県は、前項の認定資格を得た団体等（以下「活動団体」という。）に対し認定証（様式第2号）の交付を行う。

(活動報告)

第5条 活動団体は、彩の国美緑づくり活動報告書（様式3号）（以下「活動報告書」という。）により、年1回以上活動の実績を報告するものとする。ただし、この報告は別に定める方法に代えることができる。

(審査の方法)

第6条 知事は、活動報告書の内容を確認のうえ顕彰団体を決定し、表彰状（様式第4号）及び副賞を授与して表彰するものとする。

(顕彰の種類及び基準)

第7条 顕彰の種類ごとの基準は、次のとおりとする。

一 団体力アップ賞

3年間継続して活動報告書を提出し、かつ別に定める認定賞授与講座を修了した者が団体内に1人以上いること。

二 彩の国美緑づくり賞

5年間継続して活動報告書を提出していること。

(顕彰の取り消し)

第8条 顕彰に当たり虚偽の報告を行うなど、活動団体としてふさわしくない行為が確認された場合には、県は認定又は顕彰を取り消すものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月5日から施行する。